

経税部だより

# 税金の時効と生前贈与



税理士 和泉 節夫

今年の4月から殺人の時効が廃止され話題になりましたが、税金の時効はどのように決められているのでしょうか。

## 1. 税金の時効は何年か？

税金の時効については、国税通則法に更正・決定の期間制限という形で、税務当局が遡って課税することのできない期間が図表のように決められています。

図表 更正・決定の期間制限

原因 税目	過小申告	無申告、 減額更正	偽り その他 不正行為
申告所得税	3年	5年	7年
贈与税相続税	3年	5年	7年
法人税	5年	5年	7年
消費税	3年	5年	7年
賦課課税国税	5年		7年

(注1) 法定申告期限(賦課課税方式による国税は納税義務成立の日)から上記の年数を経過した日以後は課税できません。

(注2) 期限後申告や還付請求申告、裁決等に基づく場合に設けられています。

この期間を過ぎた税金については追徴される必要はありません。しかし、この規定は税務当局側からは更正や決定をすることができないとしているだけで、納税者が修正申告や期限後申告を提出することを制限している訳ではありません。税務調査を受けて申告の間違いを指摘され本来なら3年分の修正で済むものを4年も5年も遡って修正を強要されるというケースがありますが、修正申告書を提出してしまうと取り返しがつかないので、法律の落とし穴にご注意いただきたいと思います。

## 2. 知らぬ間に払わされる時効税金

税金の時効など普段は関係が無いように思われがちですが、実は納税者にとっては重要な規定なのです。それは、所得税や法人税が一般的には1年間の収益・費用を計算するしくみで成り立っているからです。いわゆる脱税犯でも7年を過ぎたら課税されないということだけではなく、収益や費用の計算に間違いがあっても3年(法人は5年)を過ぎた収益や費用に対して更正されることはないということが納税者には有利に働くのです。

例えば、年(期)末で未収であった診療報酬(保険会社、自治体、自費、窓口負担金など)が計上もれになっていたとします。税務調査では、最終未収残高を修正申告させようとするのですが、正しくは時効になった年(期)末の未収残高は減額するべきなのです。

費用に至っては様々なケースがあります。生命保険料を何年間も全部費用処理していたことが後でわかったとしても、費用にならない分を修正するのは3年(法人は5年)分で良いのです。納税者が契約時まで遡って全額を修正申告することはできませんが、税務当

局はそんな更正処分はできません。

本来は医療機器として減価償却資産に計上すべきものを、うっかり消耗品費として全部費用にしてしまったものがあったとしても、時効にかかったものは課税されず、しかも税法どおりに計算した減価償却費はその後の年度の費用にすることも可能なのです。

税務調査の際に、古い契約書に収入印紙が貼っていないと指摘され、「時効になってますよ」と一蹴したら「すみませんでした」と謝られたこともありました。

## 3. 生前贈与の効力

税金の時効は納税者自身に直接関わる所得税や法人税、消費税では更正・決定の期限が過ぎているかどうかだけで判断できますが、生前贈与については、単なる名義の使用や変更だけで、贈与の時期や有効性が認められるとは限りません。

生前贈与の有効性が問題になるのは、一般的に相続税とのからみから起こります。故人の配偶者や子の名義になっている預金や有価証券が実は故人のものだったのではないかと。

課税上の重要な通則として実質所得者課税の原則というのがあります。収益を受ける人や資産の所有者を単なる名義に取らわれず、実質で判断して課税しようという考え方に基づくものです。

相続財産をチェックする時に、家族名義になっているものは除いていいのではないかと考えられがちなのですが、そのことを名義人は知らなかった、聞いてはいたが管理も運用にも全く関与していなかったとなると、登記済みの不動産は別として、そうもいかないことが多いのです。

家族名義で預けたり、名義変更したのが7年以上前のことなので、贈与税は時効になっているから問題ないかということ、贈与そのものが真実であるかどうか、つまり「贈与は当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる」という民法の規定どおり、契約の成立を確認できるかどうかのポイントになるわけです。

## 4. 認められなかった生前贈与

故人の妻名義の預金や有価証券が故人に帰属する相続財産であると判断された東京地方裁判所の判決(2009年10月17日)があります。

裁判所は、本人の名義でない財産でも、それが故人の死亡時に故人に帰属するものであったと認められるものであれば、相続税の課税対象となる相続財産となるとして、その事実確認においては次の要件を総合考慮して判断するのが相当であると述べています。

- ①財産又はその購入原資の出捐者
- ②財産の管理及び運用の状況
- ③財産から生ずる利益の帰属者
- ④故人と財産の名義人並びに財産の管理、運用する者との関係
- ⑤財産の名義を有することになった経緯

裁判所は、財産の帰属の判定において、一般的には名義は重要な一要素となり得るが、我が国では夫が自己の財産を妻名義の預金等の形態で保有するのも珍しいことではないというのが公知の事実であるとしたうえで、特に②の管理、運用の状況について、証券取引及び銀行取引について、故人がいずれも自らの判断に基づき主体的に行っており、夫妻が担当者から説明を受けるときも妻は説明に対し口を出すことはほとんどなかったと認定しています。

さらに、1991年に妻は夫から土地建物の持分贈与を受け、贈与契約書を作成し、妻が贈与税の申告書を提出したのと異なり、妻名義預金等についてはそのような手続きを何ら採っていないことを考慮すると、夫がその原資に係る財産を妻に対して生前贈与したものと認めることはできないというべきと指摘しています。

また、まれに見受けられる事例で、株式の名義が家族名義になっているものの配当金を夫の口座に振り込んでいるケースがありました。裁判所の判定要件を参考にさせていただき、相続対策が安易に陥ることのないよう、ご注意ください。贈与が否認されれば時効は成り立ちません。

## 5. 生前贈与課税を断念させた事例

贈与が実質主義で認定されることを述べてきましたが、課税当局の担当者は都合の良いところだけを取り上げて納税を迫ることがあります。

税理士からは申告不要と言われ安心していただけるところ、昨年暮に相続税の調査を受けた75歳の女性の場合、夫の生前に夫の預金口座から4500万円を引き出して本人(妻)の口座に入金していたことが問題にされ、贈与税2000万円(無申告加算税、延滞税を含めると2500万円)を払えと言われ、税理士にも「仕方がない」と突き放され困り果てておられました。

事情を聴き、預金通帳を確認してみると、亡夫は土建業を営んでいたところ、突然、脳梗塞で倒れ入院し、退院することなく2年後に他界されたとのことでした。その間の入院費用、人件費、生活費等に充てる必要から妻の口座に資金移動して、そこから生前に2700万円引き出して支払っていることが分かりました。税務署では当然掌握しているはずなのに、相続税では税金が取れないとみて、贈与一本で課税することにしたのでしょう。

しかし、夫は倒れる2年前に全財産を妻に相続させるという公正証書遺言を残しており、生前贈与を急ぐ理由がなく、入院中は贈与の意思を表示できるような症状ではなかったことから、妻が緊急避難的に単独で行った資金交流であって、贈与そのものが成立せず、残金を相続財産に含めれば良いだけのことなのです。前任税理士から交替して4カ月、交渉を重ねた結果、税務署は贈与課税を断念し、少額の相続税納付で決着しました。

## 6. 実質が伴う税務対策を

以上、みてきましたように納税者に有利に働く時効制度であっても、実質が伴わない形式だけでは意味を成さないことがお分かりいただけると思います。

特に生前贈与については、贈与の証拠となるものを残すこと、贈与財産は受贈者の主導によって管理運用すること、その収益は受贈者の口座に入れること、当り前のようなことではありますが、身内間のことであるだけに分かりやすくしておくことが大事な備えになるのです。

(おわり)